

事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人坂井市社会福祉協議会定款第35条に基づき、本会の組織を定めるとともに所掌の事務を明確にし、もって事務の適正かつ能率的な遂行を図ることを目的とする。

(課の設置)

第2条 事務局に、次の課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 地域福祉課
- (3) 在宅福祉課

(分掌業務)

第3条 各課の業務分掌は、別表のとおりとする。

(職員)

第4条 事務局に定款第35条第2項に規定する事務局長ほか事務局次長、課長、参事、課長補佐およびその他の職員を置く。

2 前項の職員の事務分掌は次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、会長の命を受けて事務局事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 事務局次長は、事務局長の命を受け、各課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (3) 課長は、事務局長の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (4) その他の職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年3月28日から施行する。

この規程は、平成19年5月24日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。